

中国特許調査環境の実情

赤 壁 幸 江*

抄 録 近年、中国特許調査に対する関心が高まっているが、言語障壁をはじめとする様々な要因により、日欧米の特許調査とは異なったアプローチが必要である。中国特許情報を収録している特許庁関連並びに商用のデータベースについて、検索・表示言語およびデータソースの観点から整理し、目的に応じたデータベースの選択事例を示すとともに、中国企業並びに現地特許事務所における特許調査環境について考察した。

目 次

1. はじめに
2. 中国特許調査の重要性
3. 中国特許調査の特異性
4. 日本人が利用可能な中国特許調査環境
 4. 1 中国特許データの流れ
 4. 2 中国特許データベースの種類
 4. 3 目的に応じた使い分け
5. 中国における中国特許調査環境
6. おわりに

1. はじめに

7年前にはじめて北京を訪れたとき、目にするもののスケールの大きさに圧倒された。道路、庭園、歴史的建造物、そして建設中の近代的建造物の数々。その時接したのは特許事務所の方々と観光産業・サービス産業に従事するほんの一握りの人々に過ぎなかったが、誰もが上だけを見ているようであり、大きいこと、新しいこと、そして上昇していることをとても誇っているように見えた。

ところが、昨年9月、中国初の特許情報コンファレンス (PIAC)¹⁾に参加すべく再び北京を訪れた際には、人々の心境に明らかな変化を感じた。それは7年前の訪中ではあまり感じるこ

とのなかった謙虚さである。北京オリンピックを成功裏に終え、上海万博の真っ只中であり、GDPが日本を抜いて世界第2位になっていた時期のことであったが、専利局長をはじめとするPIACのプレゼンターの口からは「我々はまだまだです。」的な発言が目立った。中国特許法の歴史はまだ浅いが²⁾、この国は今“世界の工場”という位置付けから脱却する上で不可欠な武器として、特許をはじめとする知的財産を非常に重視している。法制度や、出願・検索に必要なインフラは整いつつある。では何が「まだまだ」なのか。それは人々の意識（知財マインド）である。そのことを多くの人々が冷静に自省し始めている点において「まだまだ」でなくなるのも時間の問題ではないかと思える。

日本企業にとって生産拠点やマーケットとしてますます重要となる中国。これまでのような日・欧・米を中心とした知財戦略や知財情報戦略から方向転換すべき時期に来ているのは間違いない。

2. 中国特許調査の重要性

日本企業における中国特許調査の重要性に対

* 昭和電工株式会社 Yukie AKAKABE

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

する認識や調査不足に対する危機感は、ここ数年で確実に高まっていると感じる。中国特許情報を扱うベンダー主催のセミナーは常に満員御礼という状態であり、昨年は筆者に対する中国特許調査の講演依頼も突如として増えた年であった。一方で、多くの企業は未だに、特に中国ということ意識せず全世界を対象とした外国特許調査を継続しているという話も耳にする。実際に中国特許調査の重要性はどの程度のものなのだろうか。

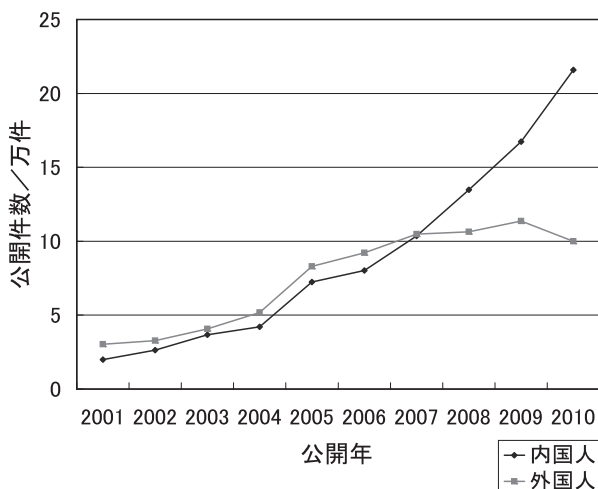
中国特許（発明専利）の出願件数は10年前の6倍にも登っており、昨年の特許公開件数は日本を上回り、米国に追いつく勢いである（表1）。

表1 日米中の特許公開件数

公開年	2009年	2010年
日本	303,486件	288,451件
米国	328,236件	319,060件
中国	281,006件	315,836件

(IPDL, USPTO, CNIPRによる検索)

また、中国特許出願において、今や中国在住の企業・個人（内国人）による出願が中国外在住の企業・個人（外国人）による出願の倍以上を占めている点は注目に値する（図1）。



(内国人出願と外国人出願：CNIPR検索)

図1 中国特許公開（発明専利）件数の推移

内国人による出願が増加している一因は、国を挙げての知財推進政策である。例えば自主創新イノベーション型国家推進活動³⁾の一環であるハイテク企業認定管理弁法においては、ハイテク企業として認定されると法人税の軽減措置を受けることができ、ハイテク企業として認定される条件に発明専利の取得件数が含まれている。

また、出願日から1年半経過する前に公開になっている出願が多く、特に内国人出願においてその傾向が顕著である（表2）⁴⁾。中国特許には早期審査や優先審査のような制度はなく、早期権利化の一手段として早期公開を請求する可能性があるようであり、内国人出願人がアグレッシブに権利取得を目指す姿勢が見てとれる。

表2 中国特許公開件数の出願年別推移

出願年	内国人	外国人
2006年	101,230	105,377
2007年	123,245	103,273
2008年	158,791	95,355
2009年	155,550	36,378
2010年	80,905	12,906

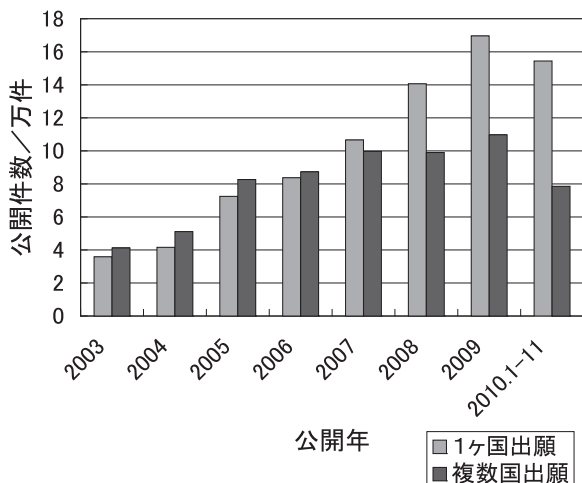
(2010.12.29公開分まで：CNIPR検索)

出願件数の増加に伴い、知財訴訟件数も爆発的に増加しており、2009年、中国全国の地方裁判所で処理完了した知的財産民事案件は30,509件（前年度比29.73%増、うち専利案件が4,422件）にも上る⁵⁾。

また、中国特許訴訟と言え、かつては中国を舞台とした外国企業同士の戦いという趣が強かったが、正泰 vs. シュナイダー事件⁶⁾に代表されるとおり、外国企業が中国企業に特許・実用新案権侵害で訴えられるケースも増えてきており、権利が存続している特許及び実用新案権を確認することなく中国で自社製品を製造・販売することによって、中国企業から権利行使を

受けるリスクが高まっているのは間違いない。

更に、他国に対応特許を有しない中国特許も増えてきており（図2）、グローバルな最新動向を把握したり、公知資料調査を行ったりする上でも無視できなくなっている。このように、権利調査の観点からはもちろんのこと、技術調査の観点からも中国特許調査の重要性は年々高まっている。



（1ヶ国出願と複数国出願：DWPI検索）

図2 中国特許公開（発明専利）件数の推移

3. 中国特許調査の特異性

中国特許情報を収録しているデータベースは現在30以上存在すると思われるが、日本語圏または英語圏のユーザーにとって、すべての目的を満たすことができるデータベースは未だに存在しない。その最大の要因は言語障壁であるが、以下のような中国特許調査特有の事情も考慮する必要がある。

①中国単独出願が増加している（図2）

⇒英文抄録系データベースで抽出しにくい。

②実用新案の調査も重要である⁷⁾

⇒実用新案の収録に不備があるデータベースもある。

③早期に失効している権利が多い

⇒生死分けが有効であるが、データベースに

よって生死分けの機能を有していたりいなかったりする。

④データベースごと・項目ごとにタイムラグが異なる

⇒すべての項目のタイムラグが短いのは中文系のデータベースのみである。

①の単独出願増加の問題に関して特に深刻なのは、中国企業の出願人名検索を英文系のデータベースで実施するのが非常に困難という点である。表3に示したのは、「奇瑞汽車」という自動車メーカーの社名を中国語で検索して得られた特許番号を、英文抄録系のデータベースに移行して得られた英文社名の事例であるが、ミス入力も含め、様々な表記例が確認された。本事例はまだ単純な方である。研究機関等の複雑な社名に関しては、英文社名検索のみで網羅することは不可能である。

表3 中国企業出願人名の英文標記（奇瑞汽車）

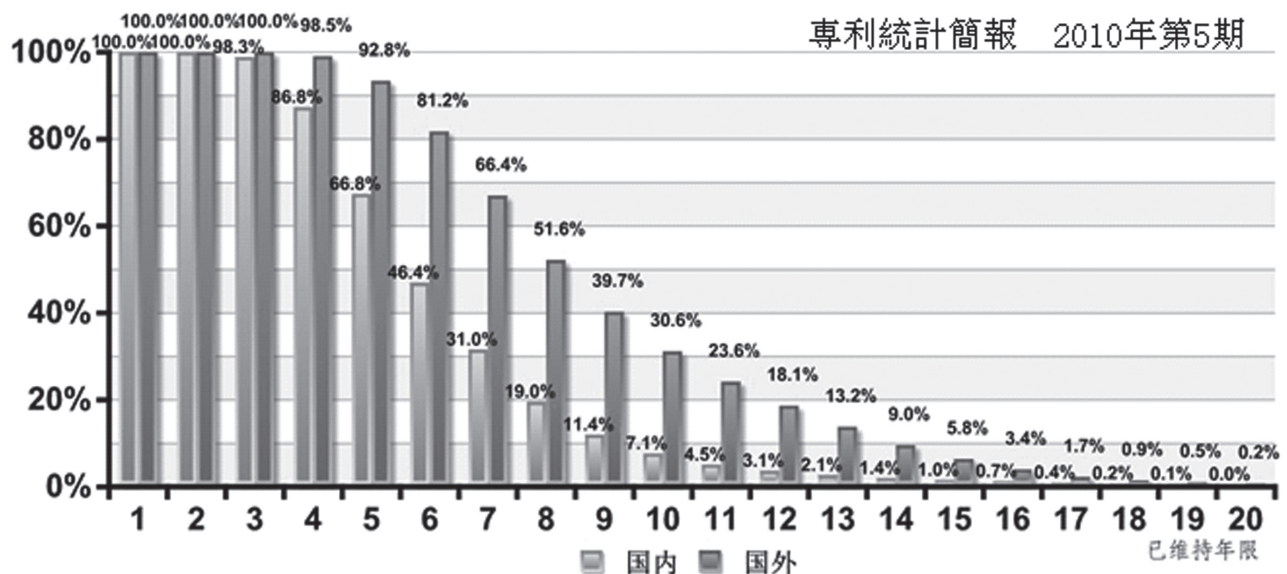
SAIC CHERY AUTOMOBILE CO LTD (CN)
CHERY AUTOMOTIVE CO LTD (CN)
QIRUI AUTOMOBILE CO LTD OF SHA (CN)
QIRUI VEHICLE CO LTD (CN)
QIRUI AUTOMOTIVE CO LTD (CN)
QIRUI AUTOCAR CO LTD (CN)
QIRUI AUTOCARS CO LTD (CN)
QIRUI AUTOMOBILE CO LTD SHANGQ (CN)
QIRUI MOTOR CO LTD (CN)
SHANGQI GROUP QIRUI VEHICLE CO (CN)
CHERY AUTOMOTIVE CO LTD (CN)
CHEERY AUTOMOBILE CO LTD (CN)
CHERY AUTOMOBILE CO LTD (CN)
QDIRUI AUTOMOBILE CO LTD SHANG (CN)

また、英文抄録系データベースに収録されている中国特許テキスト情報は人手翻訳であるが、出願人要約部分のみの訳であり、キーワード検索対象フィールドとしては情報量が少ないことから、主要国に対応特許を有する案件はファミリーベースのデータベースで救うことができたとしても、単独出願まで漏れなく拾うことは困難である。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

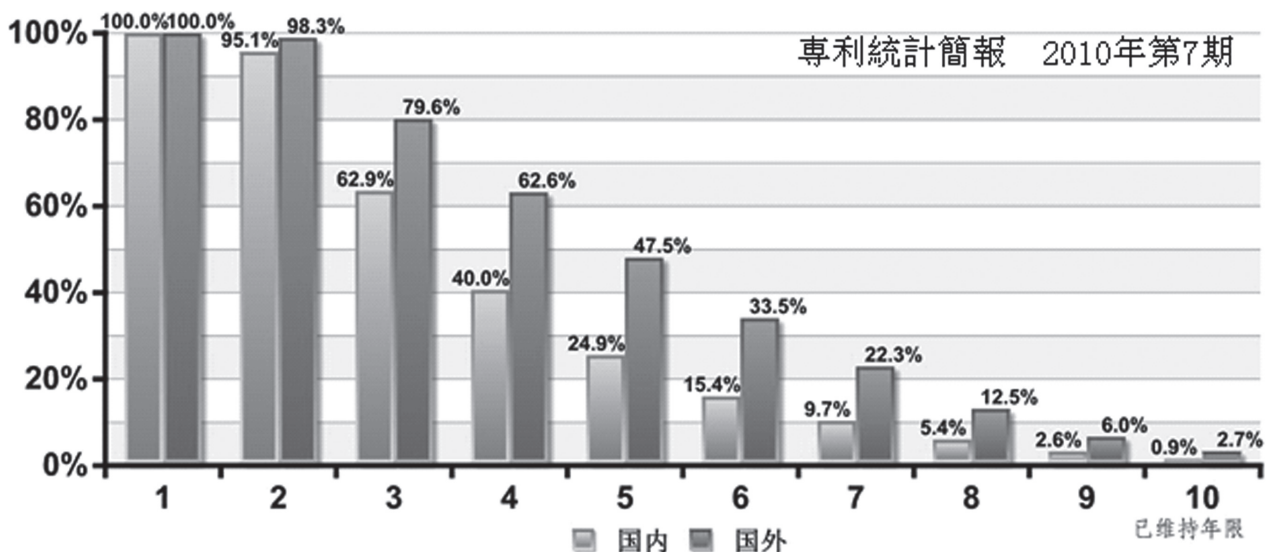
②の実用新案の問題は中国固有の問題である。日本特許の場合、公知資料調査以外の目的で実用新案を精査することはまずないが、中国においては電気・機械・日用品の分野はもちろんのこと、日本では公知の技術として認識されているような製造装置や反応装置までもが実用新案として出願され、無審査で権利が付与されていることから、分野を問わず調査が重要とな

っている。しかしながら、実用新案の英文抄録はそのほとんどが機械翻訳であり、更に、上述の抄録抜けの問題も考慮すると、対応特許をほとんど有しない実用新案を網羅することは極めて困難である。また、特殊コードや独自の拡張抄録によって高い検索精度が期待できるDWPIには実用新案の遡及分が収録されていないという問題がある。



(日本アルミニウム協会外部講師講演会 (2010年) 説明資料 p.15)

図3 中国発明特許の維持率 (西内盛二「ますます高まる中国特許調査の重要性」)



(日本アルミニウム協会外部講師講演会 (2010年) 説明資料 p.16)

図4 中国実用新案の維持率 (西内盛二「ますます高まる中国特許調査の重要性」)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

③の維持率が低い点に関しては、特に内国人出願について多く見られる現象であり、国策によって特許権取得が鼓舞されているものの、特許で10年以上維持されているものの割合は、内国人出願で7.1%、外国人出願で30.6% (図3)、実用新案で5年以上維持されているものの割合は、内国人出願で24.9%、外国人出願で47.5% (図4) である。

従って、膨大な中国特許を抽出・閲覧する必要がある侵害防止調査の場合は、権利存続のみを切り分けて抽出できると非常に効率的であるが、ステータス情報の検索が可能なデータベースは限られており、残念ながら無料のデータベースでは現在のところ不可能である。

4. 日本人が利用可能な中国特許調査環境

4. 1 中国特許データの流れ

中国特許データベースの特徴を把握する上で、データソースからのデータの流れを把握することは重要である。無料・有料データベースの多くは、中国特許庁 (SIPO) 直属の機関である、特許中国知識産権局知識産権出版社 (IPPH) が提供する情報 (CNIPR) を大本のデータソースとしている。

なお、IPPHがSIPOに認可された唯一のデータ提供・販売窓口であるとされている⁸⁾。IPPHはSIPOへデータを提供している他、様々な国内外営利機関にデータを販売している。しかしながら、2009年以降、中国特許公報を独自にOCRで読み取ったデータに基づくテキスト情報を提供しはじめたデータベースも登場しつつある。

4. 2 中国特許データベースの種類

(1) 検索・表示言語の観点から

中国特許データベースは検索・表示言語の観

点からは、①中国語DB、②機械和訳系DB、③人手英訳系DB、④機械英訳系DBに大別できる (表4)。

表4 中国特許データベースの種類
(検索・表示言語タイプ別)

①中国語系 DB	CNIPR-DB, SIPO-DB, 上海 IPO, soopat 等
②機械和訳系 DB	PAT-LIST-CN/WEB, HYPAT-i, 專利 search i2 等
③人手英訳系 DB	DWPI, Thomson Innovation アジアコンテンツ
④機械英訳系 DB	C-PAT, QPAT, TotalPatent, CPF(Dialog325)

収録率・タイムラグにおいて最も優れているのは①中国語系DBであり、コストも無料か割安であるが、当然のことながら検索・スクリーニングは日本人には困難である。最も簡単に検索できるのは②機械和訳系DBであるが、日中翻訳エンジンの能力はまだ開発途上段階であり、精度の高い検索には向いていない。スクリーニング精度・速度の点で最も優れているのは③人手英訳系DBであるが、コストは割高である。④の機械英訳系DBは突出して優れている点はないが、中国語と英語の相性が良いためか、スクリーニング時のストレスは機械和訳と比較すると遥かに低く、収録率、タイムラグ、検索・スクリーニング精度、コスト等すべての面を考慮した際の総合得点は最も高い。詳細は後述するが、機械英訳系DBの中でテキスト情報の収録・タイムラグの上で最も優れているのは、現在のところSCIPAT社 (蘭) の英文フルテキストを採用しているChinese Patents Fulltext/Dialog325 (CPF) である。

(2) データソースの観点から

データソースの観点からは、イ) CNIPR中文系、ロ) CNIPR英文系、ハ) 独自OCR系、ニ) DOCDB系、ホ) 独自抄録系に大別することが

できる。

表5 中国特許データベースの種類
(データソースタイプ別)

2010年12月末現在

イ) CNIPR 中文系	CNIPR-DB, SIPO-DB, PAT-LIST-CN/WEB, HYPATI, 専利 search i2 等
ロ) CNIPR 英文系	C-PAT, QPAT, TotalPatent, JP-NET
ハ) 独自 OCR 系	CPF (Dialog325), PAT-LIST-CN/WEB (フルテキスト部), Patbase (non-latin サーチ部)
ニ) DOCDB系	JP-NET, Shareresearch, esp@cenet, ULTRAPATENT, Patbase 等
ホ) 独自抄録系	DWPI, Thomson Innovation アジアコンテンツ, CAPLUS

イ) CNIPR中文系は、IPPHが販売する中文テキスト情報をそのまま、あるいは和訳ソフトなどを付加して採用したデータベースであり、無料または安価に提供され、収録・タイムラグの点で優れているものが多い。特にIPPHが独

自に運営するウェブ上のデータベース(CNIPR-DB)は、定期的な書誌情報などのメンテナンスを行っているため、IPPHより受理した時点でのデータを提供している中国特許庁データベース(SIPO-DB)よりも高品質である。なお、CNIPR-DBは明細書全文テキストの検索が可能であり、複合演算(いわゆるカッコ演算)の機能も備わっていることから、中国語に堪能な日本人であれば精度の高い検索が可能である。また、2010年3月に大幅に改訂され、外国特許との串刺し検索機能や統計解析機能も付与されたが(図5)、表示・ダウンロード機能が非常に弱く⁹⁾生死分けの機能も備わっていないため、大量のデータ出力・スクリーニングを要する調査には不向きである。

ロ) CNIPR英文系は、IPPHが販売する英文テキスト情報を採用した全文テキスト系のデータベースであり、IPPHが運営するウェブ上のデータベース、C-PATを含む。CNIPR英文系は英訳の精度は優れているものの、近年タイ



図5 CNIPR-DBの統計分析機能 (Googleツールの機械和訳モードで表示)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ムラグが大きくなる傾向があり、データベースによっては遡及分の抜けも見られる。なお、SIPO-DBもCPMT¹⁰⁾ というエンジンを付加した機械英訳全文を提供しているが、C-PATの翻訳エンジンとは別物である。

ハ) 独自OCR系は、中文公報を独自に(あるいは業者提供の)OCRでデータ化した中文テキスト情報を採用、または同中文テキストを機械翻訳した英文を採用したデータベースである。IPPHが販売するデータが高額であることから、今後ますますこのタイプのデータベースが増えると思われる。既に、既存データの補足目的でOCRデータを採用しはじめたものもあり、ソースタイプ別の検証が困難になってくる可能性が高い。いち早く独自OCRデータの販売を開始したのはSCIPAT社であり、テキストデータの収録・タイムラグという点においては、同社の英文フルテキストを採用したDialogのファイル325番、Chinese Patents Fulltext (CPF)が現在のところCNIPR英文系データベースよりも優れている。なお、翻訳エンジンはC-PATともCPMTとも異なる統計翻訳という手法を採用したSCIPAT社のオリジナルである。

ニ) DOCDB系は、EPOのDOCDBデータを採用した英文抄録系のデータベースである。DOCDBのソースはSIPOから提供されたIPPHのデータであるはずだが、このDOCDBの英文書誌並びに英文抄録データはIPPHによるメンテナンスが反映されていないためか、1～2割のレコードは抄録未付与であり、出願人情報も空欄やミス入力のデータが見受けられ、タイムラグが半年ほどある。なお、ハ) 独自OCR系のデータであっても、英文書誌はDOCDBデータを採用しているものがほとんどであるため、注意が必要である。

ホ) 独自抄録系は、独自に人手翻訳または人手による付加価値を加えたデータベースで

ある。完全なる人手翻訳英文テキストを提供しているのは現在のところThomson Reuter社が提供するDWPIオンラインまたはThomson Innovationのアジアコンテンツのみであり、書誌・抄録・クレーム全文までが人手翻訳の対象となっているが、収録範囲は2007年以降のみである。2006年以前のレコードは、対応特許を有しない場合は基本的にDOCDBベース(対応特許が主要国であればその公報に基づくDerwent抄録¹¹⁾)であるが、独自にデータ抜け・ミス情報の補足・修正を行っている。DWPIはファミリー単位での検索が可能であり、独自の技術分類コードという強力な武器も有するため、人手翻訳レコードを有しない遡及分を含む調査であっても精度の高い検索が可能である。但し、費用はその質に見合っていない。実用新案の遡及分は収録されていない。

4.3 目的に応じた使い分け

前節の通り、データベースごとに優れている点・劣っている点が異なるため、目的に応じて使い分ける必要がある。推奨されるデータベースは社内環境(予算・マンパワー・中国人サポーターの有無・ネット環境等)によっても大きくことなるが、いくつかの事例をあげる。

(1) 他社特許の定期監視 (SDI)

特定の技術情報を定期監視する上で理想的なのは、クレーム全文の人手英訳検索・出力が可能なThomson Innovationのアジアコンテンツである。対応特許やDWPIの独自フィールドと併せて検索できれば理想的であるが、DWPIコンテンツの契約をしていなければこれらは利用できない(アジアコンテンツのみの契約であればそれほど高額ではない)。

(2) 漢字表記出願人名検索

DOCDBの出願人英文データは抜け・ミスが

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

多く、特に漢字表記の企業名は多くの異表記の可能性がある（表3）。更に、DOCDBの出願人名は筆頭出願人名しか収録されておらず、英文の出願人名で漏れのない検索を実施するのは困難である。CNIPR中文系のデータベースであれば中文による出願人名検索が可能であり、共願者情報も抽出できるが、無料のデータベースは表示・ダウンロード機能が低いため、有料のデータベースの方が使い勝手がよい。なお、DWPIでは、出願件数が500件以上の企業であれば出願人コードが付与される。単独出願の共願者情報抜けが危惧されるが、英文系データベースの中では最も高い網羅性が期待できる。

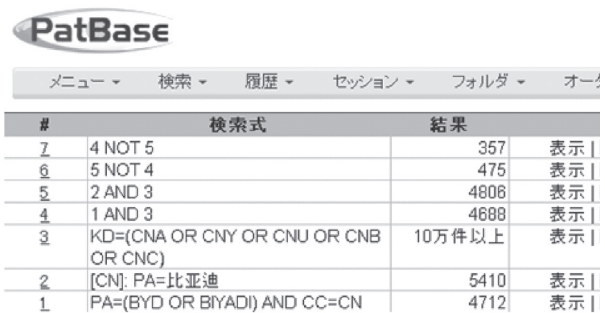
(3) ローマ字表記出願人名検索

カタカナ表記あるいは欧米の企業のようなローマ字表記の社名の場合は中国語で検索するのは困難である。例えばブリヂストンについて中国語で検索する場合、Bridge Stoneを翻訳した「桥石」の他に、ピンイン¹²⁾に合う漢字を並べた「普利司通」「布里奇斯托恩」「布里吉斯通」「普利司通运动」「普利斯通股份」などでも検索する必要がある。しかしながら、前述のとおりDOCDB系の書誌データは不備が多いため、英文出願人名検索のみの利用は推奨できない。

QPATとPatbaseは中文と英文の出願人名検索集合をシステム上で併せることが可能な中英ハイブリッド検索機能を有しているため、このような検索を行う上で有効に活用できる（図6）。

(4) 侵害防止調査

DWPIオンラインまたは、Thomson InnovationのDWPI+アジアコンテンツの契約をしている場合は、対応特許情報並びにDWPI独自フィールドと共に人手翻訳のコンテンツを検索するのが望ましい。但し、中国単独出願に関しては、要約のみからしかキーワード検索できない遡及



#	検索式	結果	
7	4 NOT 5	357	表示
6	5 NOT 4	475	表示
5	2 AND 3	4806	表示
4	1 AND 3	4688	表示
3	KD=(CNA OR CNY OR CNU OR CNB OR CNC)	10万件以上	表示
2	[CN]: PA=比亚迪	5410	表示
1	PA=(BYD OR BYADI) AND CC=CN	4712	表示

図6 Patbaseの中英出願人名ハイブリッド検索 (BYDについて検索)

分について抽出漏れの不安が残るため、クレーム全文検索が可能なデータベースでの検索で補足するのが理想的である。DWPIを使用できない場合、QPAT、TOTALPATENT、Patbase等のファミリーベースの検索が可能なデータベースにて広めの検索を行うのが望ましい。

しかしながら、対応特許情報をほとんど有しない実用新案の遡及調査は、明細書フルテキスト情報を集録したデータベースにて広めの検索を実施することが望ましく、英文系としては現時点でフルテキスト部の収録率が最も高いCPF (Dialog325) が特にお勧めである。

5. 中国における中国特許調査環境

上章にまとめた通り、日本人が中国特許を調査する上での困難は多々あるが、ツールやマンパワーを駆使すれば、日本にいながらにして調査の目的を達成できる環境が整いつつある。では、ツールやマンパワーが不足している場合の選択岐として、中国の特許事務所に調査を委託して良いものか、競合となりうる中国企業はどの程度こちらの中国特許を調査しているのか、といった点が気になってくる。

中国特許調査の委託先については、2008年にアンケート調査を実施しており¹³⁾、日本語で特許調査の委託が可能な北京・上海の事務所11カ所からの回答によれば、中国特許調査に用いる主要データベースは中国特許庁内データベース

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(CPRS), SIPO-DB, CNIPR-DB, CNPAT (無料のWEB版のものではなく、CD-ROMでデータ補充するタイプのもの)の4つである。

例えば、大手のS特許事務所は、技術内容からの調査にはCNPATとCNIPRを使い分けている。CNPATはキーワード範囲が第一クレームまでであるが、しおり機能、統制語検索機能、コマンド検索機能があり、数千件単位でのExcelダウンロードが数分で可能である等使い勝手が良い。一方、CNIPR-DBはこれらの機能を有していないが、全文を対象としたキーワード検索が必要な場合にはCNIPR-DBを用いるとのことである(筆者ヒアリング結果)。

また、昨年北京にて開催されたPIAC¹⁾では、Thomson Reuter社をはじめとする外資系のベンダーが、日本人に馴染みのある検索システムを中国企業に対して盛んにアピールしていた。実際、Thomson Innovationなどの補助ツールを採用し始めている中国企業もあるようである。

更に、SIPO-DBやCNIPR-DBに見られる表示・ダウンロード機能の弱点を補うための無料・有料のソフトも多く出回っているようであり(但し、SIPOもIPPHも大量ダウンロードソフトのアクセスは許可していない)、SIPOの下部組織である地方の知識産権局¹⁴⁾や、個人が独自に運営する無料・有料のデータベースの中にも付加価値の高いものが増えており、中国人にとっての特許調査環境も日々改善されつつあるようである。

しかしながら、多くの特許事務所が未だにSIPOの特許検索センター¹⁵⁾に調査を委託しており、経験豊富なサーチャーが少ないという現状は変わらないようである¹⁶⁾。なお、現在も中国にはいわゆる特許調査会社に相当するものは存在せず、特許検索センターは出願のための先行技術調査を主として請け負っている¹⁶⁾ことから、現地事務所への調査委託を検討する際には

事務所の調査能力について事前に十分に確認する必要がある。

中国企業の特許調査環境についての詳細は不明であるが、大手企業の中には欧米企業の知財部門と同等の調査環境を有するところも出てきているようである。

例えば、筆者がPIAC¹⁾にてレクチャーを拝聴した鉄鋼大手メーカーの担当者は、技術動向調査と侵害防止調査の位置付けをしっかりと認識していた。外資系の調査解析ツールやレポートを頻繁に利用し、中国内外の日本企業の特許もよく調査するとのこと。専任の調査担当はまだ数名だが、研究者へ特許調査教育も実施している。研究者は知財情報を技術の角度から、知財担当者はビジネスと直結した大きな観点から解析・価値判断をすべきとの意識を持っていた。

但し、この企業のような事例はまだ例外中の例外であり、多くの企業は知財情報を扱う機能さえ有していないのが実態のようである。

冒頭でも述べたとおり、中国特許庁サイドの演者の多くは、中国企業の特許情報に対するアウェアネスが弱いと嘆いている。中国企業における特許情報収集は単一的で範囲が狭く浅く、解析ソフトは簡単な統計機能しか有していない(高度なものは外資系のものばかり)との発言もあった。

中国においても特許検索の資格試験が設けられ¹⁷⁾、調査専任者の数も徐々に増えているという情報もあるが、現地特許事務所の方々から聞く実情等も鑑みると、国内外企業の有する中国特許情報を精査した上で巧妙に特許網を構築しているような中国企業は一握りの大手メーカーにすぎないようである。

6. おわりに

イノベーション政策によって内国人が保有する特許権を着々と増やしている中国は、人々の

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

意識（知財マインド）が知財情報の重要性のうわべだけでなく本質を捉えた瞬間に、真の知財大国になる可能性を秘めており、油断ならない。

中国現地従業員の知財教育も重要であり、日本企業の中には知財部門に中国人担当者を置く企業も増えているようであるが、非中国語圏の企業における知財情報担当にとっての言語の障壁は数年前と比較すると格段に低くなっており、侵害防止調査であっても、検索から二次スクリーニング程度の判断までなら英語力のみを有する日本人でも十分対応可能となっている（当然のことながら、権利判断は現地特許事務所等に委託する必要がある）。

各国が独立した特許制度を有している限り、知財情報担当にとって、非ローマ字圏の新興国を対象とした特許調査に対する負荷は重くなる一方であるが、翻訳・解析機能をはじめとする補助ツールも日々進化しているため、各データベースやツールの特徴を理解し、企業活動の中で利用可能な限りある資源を有効に活用することによって、将来のリスク軽減や、ビジネスチャンスの拡張につなげていくことができるであろう。

注 記

- 1) 第1回中国特許情報カンファレンス（PIAC：Patent Information Annual Conference of China）が、SIPO主催、IPPH企画・運営で2010年9月8～9日に北京にて開催された。
- 2) 中国の特許法は1985年に制定された。
- 3) 自主创新とは、中国が2006年2月に定めた「国家中期科学技術発展計画綱要」（2006～2020）における基本思想であり、産業構造を変革し、独自の技術力を構築することによって国力増強をねらうものである。
- 4) 表2のデータは2010年12月29日公開分までを対象としたものなので、2010年に出願された案件は通常まだ公開されていないはずであるが、多くの出願が既に公開されている。近年、内国人による出願が外国人による出願の2倍以上に伸

びている（図1）ことを鑑みても、この傾向は内国人に特に強く見られる。

- 5) 2009年中国知識産権保護状況（中華人民共和國知識産権局）より引用。30,509件の内訳は、専利案件（特許・実用新案を含む）：4,422件、商標案件：6,906件、著作権案件：15,302件、技術契約案件：747件、不正競争案件：1,282件、その他：1,967件、となっている。
- 6) 中国工業電器大手、正泰集団が、フランスに本部を有するシュナイダーエレクトリックが中国天津で設立した低圧電気製品の合弁会社を実用新案権侵害で訴えた事件。2009年4月15日にシュナイダー側が正泰に1.575億元支払うことで和解が成立している。
- 7) 中国の実用新案は、保護期間が10年と短いものの、無効にするのが難しく、権利行使のハードルが他国の制度下のそれと比較すると低いというメリットがあり、実用新案を積極的に出願する中国企業が増えている。他国では公知と認識されている製造法の装置の図面等、形あるものであれば何でも出願される傾向がある。
- 8) 実際にはIPPH以外のSIPO下部組織からデータを入手しているケースや、SIPO自体から入手しているケースもあるようである。
- 9) 2010年3月のバージョンアップ後のCNIPR-DBは他国の特許庁データベースと比較しても大変高性能であり見劣りしないが、表示・ダウンロード機能は日米欧等の特許庁データベースと同様に弱い。例えばExcel形式の一括ダウンロードや公報のダウンロードは、有料の範囲内であっても10件ずつであり、抄録の連続表示機能はない。
- 10) CPMT（Chinese Patent Machine Translation）は、SIPOの下部組織である中国専利信息中心（CPIC）が開発した中英機械翻訳システムであり、SIPO-DB（英文）に採用されている。CNIPR英文（C-PAT）で表示される機械英訳とは別物であるが、SIPO-DB（英文）の機械英訳はC-PATのそれと同様、翻訳ボタンを押すとその場で翻訳が開始される。
- 11) Derwent抄録は、Thomson Reuter社の各分野の専門家が特許の請求項や実施例を読み込んで付与するDWPI独自の抄録である。
- 12) ピンインとは中国語の発音を表記するためアルファベットを借りて作られた発音記号のことで

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

あり、中国語を読む上でのふりがなのようなものである。

- 13) 赤壁幸江, 小山裕史「ここがポイント! 中国特許調査」pp.68-74 (2009, 日本パテントデータサービス) 参照
- 14) 地方の知識産権局の中には, 独自に特許検索用のデータベースを展開しているところもあり, 中でも上海市知識産権局の検索システム(上海IPO)は無料でありながら多機能である。詳細は「特許検索システムの評価報告書」(ジェトロ北京センター知識産権部, 2010年3月)参照
- 15) 国家知識産権局専利検索咨詢中心(特許検索センター)は, IPPH, CPICと並ぶSIPO直属の営

利機関であり, 中国企業からの特許調査依頼を有償で請け負っている。対応特許調査, 新規性調査, 技術動向調査等, 様々な種類の調査を扱っているが, 侵害防止調査を扱っている旨の記載は同センターのホームページ上では確認できない。

- 16) 西内盛二「ますます高まる中国特許調査の重要性」(日本アルミニウム協会外部講師講演会, 2010年)説明資料p.4
- 17) 赤壁幸江, 小山裕史「ここがポイント! 中国特許調査」p.76 (2009, 日本パテントデータサービス) 参照

(原稿受領日 2011年1月13日)

